

特集

まえばしの国保

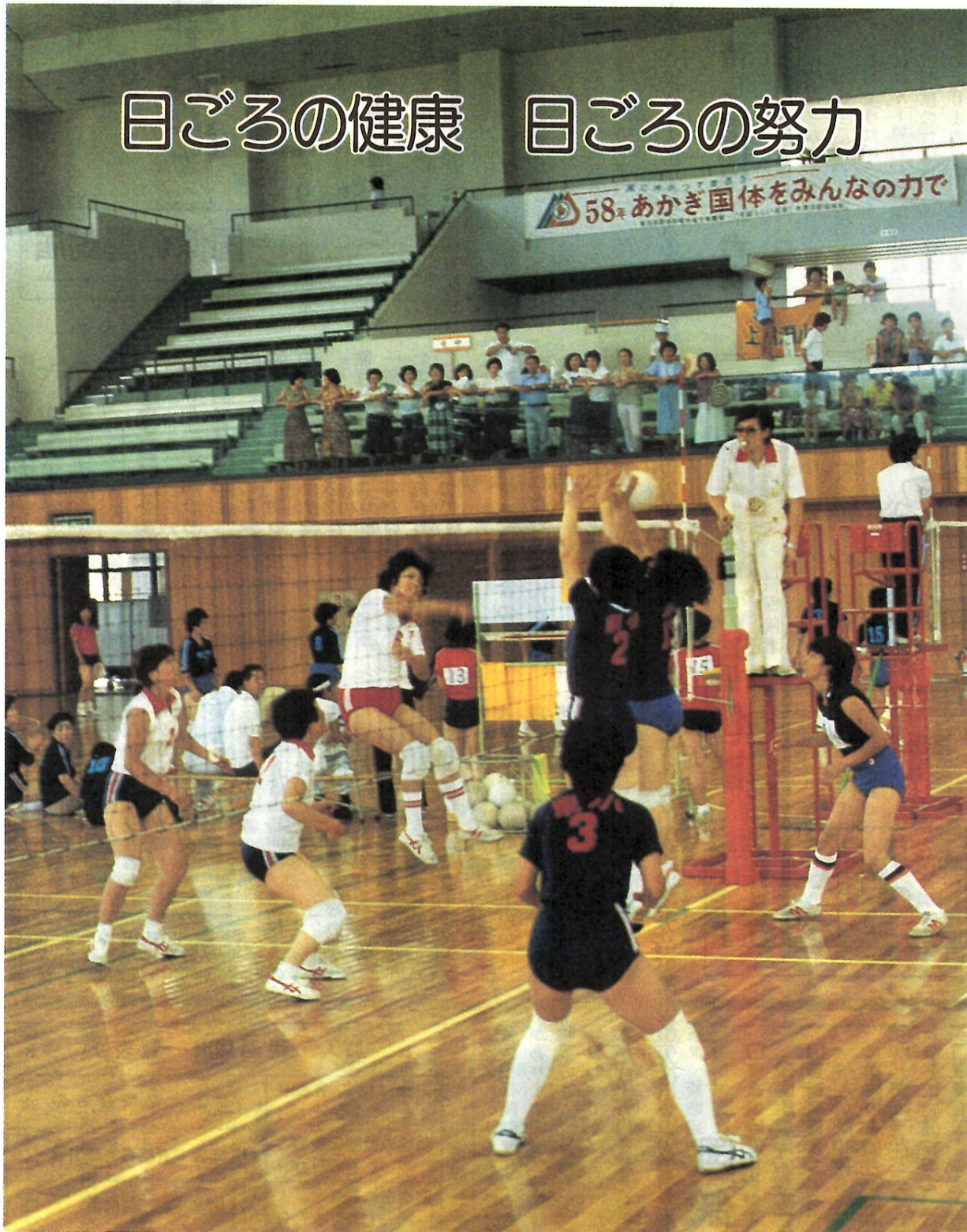
お問い合わせ

市役所 24局1111

国民健康保険課

◇国保税については
保険税係・内線3250・3251

◇給付については
給付係・内線3247・3248



スポーツで健康づくり (8月29日 市民体育館で行われたP・T・A親善女子バレーボール大会)

大切に

あなたの体と みんなの国保

人はだれでも、自分の病気やケガを予測することはできません。急に重い病気になったとき、お金がなくてお医者さんにかかれなかったらたいへんです。体への苦痛はもちろん、医療費の支払いという経済上の苦痛も背負い込まなければなりません。国民健康保険は、職場の健康保険などの保険に加入できないかたのための医療保険です。国保制度は、加入者のみなさんの収入に応じて納付してもらう国保税と国からの補助金で医療費をまかなっています。突然の病気やケガにあっ

ても、安心して診療を受けることができるわけです。しかし、市民のみなさんのための国保制度も、医療費の増高、とりわけ老人医療費や高額療養費制度の影響から、その財政運営は極めて苦しい状況になっています。国保税もみなさんの家計と同じです。みなさんのちょっとした心がけで家計が助かるように、みなさんの健康への心がけが、国保税を助けることとなります。ご自分の体を大切にしてください。みなさんの国保も大切にしてください。

医療費と国保税

国保では、病気やケガをしてお医者さんにかかったとき、みなさんが負担する医療費は三割です。残りの七割は国保で負担します。さらにみなさんが負担する二割分が、一人、一か月、一つの医療機関で保険のきいた範囲で四万五千円(五十七年九月診療分から)を超えた場合はその超えた分は国保に請求して払い戻しを受けることができます。つまりみなさんはどんな重い病気をしても、一か月に四万五千円を支払えばすむわけです。国保に入っていない人は、重い病気による家計の圧迫から生活を破壊してしまうこともなく、毎日を過ごしてゆけます。そこで、このような国保制度を維持していくためには、加入者のみなさんには、医療という受益に際しては、国保税も負担していただくことが必要となるわけです。国保税は自分一人ぐらい滞納しても、という軽い気持ちで滞納されますと、まじめに国保税を納付しているかたに迷惑をかけ、ひいては医療費の支払いにも支障をきたすことになりかねません。もちろん国保税を納めていて、病気にかからないかたもおりますが、それは病気にかからなかったことを喜ぶべきではないでしょうか。健康なかたでもいつどんな病気になるかわかりません。そんなときに備えて納めていただくのが国保税であることにご理解いただきたいと思えます。

～ 主な内容 ～

- 大切に、みんなの国保
- 医療費と国保税
- 手続きはなるべく早めに
- みんなで支える国民健康保険
- 加入者の声〈瀬戸さん・立川さん〉
- 老人医療費と福祉医療費
- 国保税——大事な財源

国民健康保険

総医療費96億円

年々伸びる医療費

本市の国民健康保険は、昭和二十九年に開始されてから二十八年を経過し、市民生活に深く浸透しています。このような中で図1のように医療費は年々上昇し、医療費財政をあずかる国保の台所は、極めて厳しい現状にあります。医療費の上昇は決して他人ごとではありません。

国保の財源は、基本的にはみなさんが納める国保税と国からの補助金で維持されています。医療費の上昇で国保の台所が苦しいからといって、みなさんの医療費を支払わないわけにはいきません。国保の台所がパンクしないためにも、やむなく国保税を値上げしなければならぬと、きもがあります。つまり、お医者さんにかかって三割の自己負担で済んでも、医療費が上昇してくると、国保税の値上げとなり、結局みなさん自身の財布にもひびいてくるわけです。お互いに健康には気をつけましょ

苦しい国保の台所

国保に加入したり、やめたりする場合は、加入できる日またはやめる

加入などの手続き なるべく早めに

国保の異動届

前橋市に住所がある人で、職場の健康保険などの医療保険に加入できない人は、すべて前橋市の国民健康保険に加入しなければなりません。

なお、国保に加入したり、国保をやめたりするときは、表のように届出をしてください。

14日以内に届出

届出が遅れると

届出が遅れると

①加入の届出が遅れると
国保に加入しなければならぬのに届出が十四日を過ぎると、その間は保険証がないため、医療費は全額自己負担となります。また国保税もさかのぼって課税されます。

②やめる届出が遅れると
国保の資格がなくなったのに、

修学者には学保険証

届出が遅れうっかり保険証を使ってお医者さんにかかること、医療費を後で返していただくこととなります。

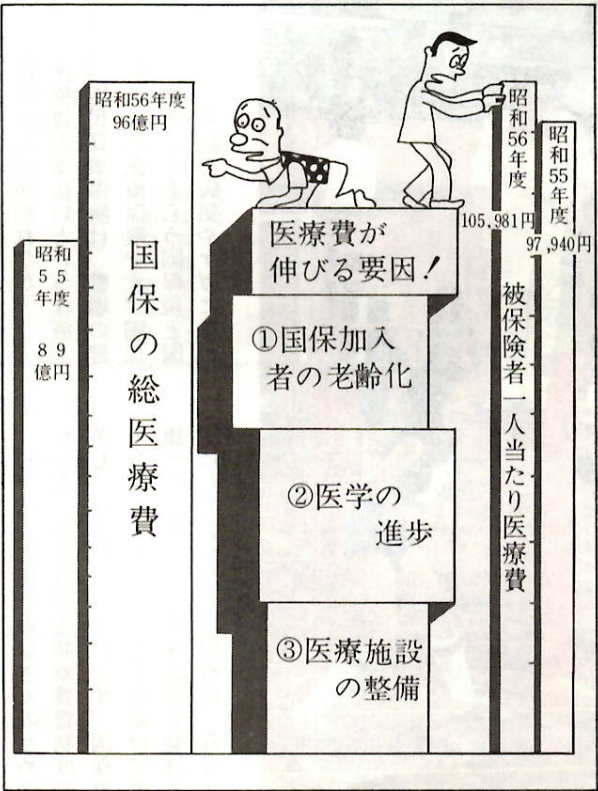
健康保険や共済組合の被扶養者になれません

国民は、だれでも必ずどこかの医療保険に加入しなければならないこと

健康保険や共済組合の被扶養者になれません。国民は、だれでも必ずどこかの医療保険に加入しなければならないこと

健康保険や共済組合の被扶養者になれません

国民は、だれでも必ずどこかの医療保険に加入しなければならないこと



国保支える国保税

国保は市民のみなさんが病気やけがをしてお医者さんにかかったとき、すぐにお医者さんに支払うお金が必要になってきます。このお金も病気やケガの程度によってはたいへんな額になり、一度に支払うことは並大抵のことではありません。

国保の給付

- 療養の給付
保険診療費の七割を給付します。
- 高額療養費
一人が同じ月、同じお医者さんに保険のきいた範囲で四万五千円以上支払ったとき、その超えた金額を払い戻します。
- 療養費
保険証が使えなくて医療費の全額を支払ったとき旅行中の急病、
- 葬祭費
国保に加入している人が死亡したときに、二万円を支給します。
- 産前産後給付
コルセットを作ったとき、はり、きゅう、マッサージを受けたときなど、保険で決められた七割分を払い戻します。
- 助産費
国保に加入している人がお産をしたときに、十万円を支給します。

届出の種類	届出に必要なもの
国保へ加入する日または、脱退する日	印鑑 資格喪失証明書
職場の健康保険等をぬけた日	14日以内に届け出を 印鑑 転出証明書
前橋市に転入してきた日	印鑑 保険証(出生届) 母子健康手帳
出生した日	印鑑 生活保護廃止連絡票
生活保護をうけなくなった日	印鑑 国保の保険証 職場の保険証
職場の健康保険等へ加入した日の翌日	印鑑 保険証
市外へ転出した日の翌日	印鑑 保険証(死亡届)
死亡した日の翌日	印鑑 保険証
生活保護をうけはじめた日	印鑑 保険証

*加入者が、市内での住所変更、世帯主の変更等の異動を生じた場合にも14日以内に印鑑・保険証を持参して届出をしてください。

ご存じですか 老人医療費



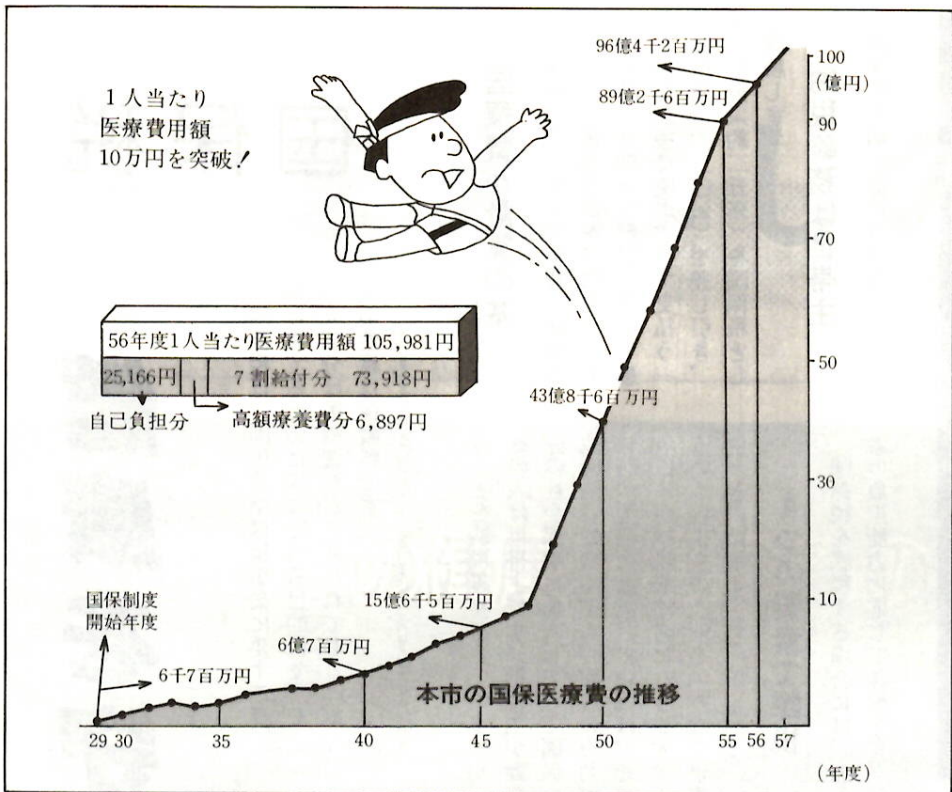
将棋を楽しむお年寄り

問い わたしは、大正元年十二月十日生まれです。いつから医療費

ります。いまの制度は、無料ですが、新制度では患者の一部

みんなを支える

昭和56年度



国保で安心した治療

それでは、どうして医療費は年々伸びるのでしょうか。その要因は、大まかに次のようなことが考えられます。

それでは、どうして医療費は年々伸びるのでしょうか。その要因は、大まかに次のようなことが考えられます。

加入者の声

医療費通知で知った 保険のありがたさ



瀬戸 助次郎さん
役所国民健康保険課から一通の通知をもらいました。なんだろうと聞いてみると、昨年一年間の医療費の通知でした。

わたしは、妻と農業を営んでいますが昨年、突然の病いにおそれ二か月ばかり入院治療を受けました。そのときの治療費が、百二十万円かかったことを知り、多額の治療費に驚きましたが、保険制度のおかげで経済的な心配もなく最新医学の恩恵を受けられ元気にになりました。今までなんとなく加入していた国民健康保険でしたが、病気を初めて保険のありがたさを知りました。いったん病気になる、経済的にも精神的にも負担が重なり家庭も暗く

みんなの国保 みんなで育てよう



立川 美穂さん
わたしは、主人と二人で畑の草むしりや、庭木の手入れをするのが日課で、ほかには若いときからの和裁を趣味として、今でも和裁に生きがいを感じております。主人もわたしも病気が多い病気を患ったことはありません。最近の人はちょっとしたことでもお医者さんに行くようですが、自分の健康法を日ごろから考えて、みんなの国民健康保険ですから、みんなで大切に育てたいものです。

(樺島町・83歳)

加入者のみなさんが収入に応じてお互いにお金を出し合い、これに国や県が補助をして、病気がかかったときの一人一人の負担をできるだけ軽くしようという主旨で生まれたのが現在の国保制度です。国保加入者にはこの費用をまかなうために、国税の納入が義務づけられています。みなさん一人一人が納めた税金が国保を支え、みなさんの健康を守る大切な財源となるわけです。

国保税の納付が遅れたり、滞納したりしますと、延滞金が課され、滞納処分を受け、みなさん自身の負担が増えるばかりか、医療機関への支払いにも支障が出たり、他の納税者にも迷惑をかけることとなります。そして、市全体の納付率が下がると国からの補助金が減らされ、国保事業の運営にも重大な支障を来すこととなります。国保税を納めるのは加入者であるあなたの義務です。納期内には必ず納めてください。

●手続きの方法

● 満七十歳になることにより対象になるかたには、前の月に市からハガキでお知らせします。医療保険証と印鑑が必要です。

● 身体に障害のあるかた(身体障害者手帳一・二・三級と四級の一部)は、六十五歳から対象とされますから、該当するかたは、身体障害者手帳と医療保険証、印鑑をお持ちのうえ申請してください。

● 私は七十二歳ですが健康に恵まれ、現在会社に勤めております。いまは職場の保険がありますが近く退職の予定です。退職後は長男の保険に加入します。老人医療費の受給手続きを教えてください。

福祉医療費

対象者と手続き

□対象者

(1)乳幼児医療

・ 0歳児(全診療)と一、二歳(入院のみ)のお子さん

(2)重度心身障害者(児)医療

一歳以上六十五歳未満のかた

(3)母子家庭等医療

・ 国民年金一級障害のかた(障害年金、障害福祉年金)

(4)特別児童扶養手当一級のかた

・ 右の二つに該当する程度の障害を有するかた

(5)六十五歳以上のかたは、老人医療費支給制度の対象となります。

(6)母子家庭等医療

・ 満十八歳未満の児童を扶養する母子家庭の母とその児童

(7)父母のいない満十八歳未満の児童

※この制度は、所得税が課税されていると対象になりません。

□受給の手続き

医療保険証と印鑑は共通して必要です。

(1)乳幼児医療

・ 母子手帳

(2)重度心身障害者(児)医療

・ 一、二歳児で入院する場合は、入院予定期間が記載された医師の診断書

(3)母子家庭等医療

・ 戸籍簿本(本籍が前橋市にあるかたは必要ありません)

(4)特別児童扶養手当一級のかた

・ その年の一月一日現在の住所が前橋市になかった場合は、所得税非課税を証明できる書類(税務署の納税証明等)

(5)六十五歳以上のかたは、老人医療費支給制度の対象となります。

(6)母子家庭等医療

・ 国民年金一級障害のかた(障害年金、障害福祉年金)

(7)特別児童扶養手当一級のかた

・ 右の二つに該当する程度の障害を有するかた

(8)六十五歳以上のかたは、老人医療費支給制度の対象となります。

(9)母子家庭等医療

・ 満十八歳未満の児童を扶養する母子家庭の母とその児童

(10)父母のいない満十八歳未満の児童

※この制度は、所得税が課税されていると対象になりません。

●手続きの方法

● お勤めのかたの場合、いつ退職するかは、市ではわかりませんのでハガキでお知らせすることができません。医療保険証と印鑑をお持ちになって申請してください。

●手続きの方法

● お勤めのかたの場合、いつ退職するかは、市ではわかりませんのでハガキでお知らせすることができません。医療保険証と印鑑をお持ちになって申請してください。

●手続きの方法

● お勤めのかたの場合、いつ退職するかは、市ではわかりませんのでハガキでお知らせすることができません。医療保険証と印鑑をお持ちになって申請してください。

●手続きの方法

● お勤めのかたの場合、いつ退職するかは、市ではわかりませんのでハガキでお知らせすることができません。医療保険証と印鑑をお持ちになって申請してください。

国保税

健康を守る大事な財源

国保税は、国民健康保険事業に要する費用に充てるために課税される目的税で、その大部分は医療費などに使われており、本来の性格は保険料です。

医療費が計算の基

国保税はその年の医療費の総額がどのくらいになるかを見積もり、そこから国の補助金(約四五%)と、患者さんが医療機関の窓口で支払う一部負担金(約三〇%)を差し引き、残った分(約二五%)を国保税として課税します。

納税義務は世帯主

国保税を納めなければならない人

国保税を課税する場合には、加入者の負担能力に応じて課税する分(応

4つの要素で課税

のこを納税義務者といいますが、その人は世帯主です。世帯主が勤務先の社会保険に加入していても、国保の被保険者でなくても、家族のうちだれかが国保に加入していれば、その世帯主が納税義務者になります。こういう世帯主のことを「みなす世帯主」といいます。



お気軽にご相談ください 市役所2階窓口で

能割)と受益に応じて課税する分(応益割)とに分け、さらにこれを所得や資産の状況、加入人員などによって負担を求め、これらを合算した額を一括して世帯主に課税します。

△課税のしくみ▽

- 所得割：前年中の収入に応じて課税
- 資産割：資産(土地・家屋)の状況に応じて課税
- 均等割：加入者の人数に応じて課税
- 平等割：世帯一律に課税

限度額は27万円

国保税は医療の給付に充てるための目的税ですから、応益原則の適用や受益の面を考慮して負担額にも限度を設けています。五十七年度はこの額が二十七万円です。従って一世帯当たりの年間税額が二十七万円を超えることはないわけです。なお、この限度額は、年度によって変更することがあります。

納税組合に加入を

- ① 銀行などに納税準備預金口座を設け、毎月計画的に積み立てる方法
 - ② 納税組合の役員さんが納期ごとに集金する方法
 - ③ 銀行などの預金口座から納期ごとに自動的に口座振替をする方法
- まだ納税組合に加入されていない人は、ぜひ加入してください。

低所得者の軽減

国保税には、前年の所得が一定金額以下の世帯に対し減額する制度があります。

仮算定と本算定

国保税は、所得や固定資産が計算のもとになっているので、これらが決まるまでの間は、前年度の税額をもとに暫定賦課(仮算定)しておき、これらが決まるのを待って、改めて確定税額を算出して差引計算(本算定)する方法をとっています。

異動すると月額で

世帯の被保険者が出生、死亡、転入、転出、社会保険への加入、脱退などの事由により異動を生じた場合には、届け出によってその事実が発生した日の属する月から月割課税をします。

さかのぼって課税

社会保険等を脱退して国保への加入届が遅れると、国保税は社会保険等の資格を喪失した日までのさかのぼって課税されます。しかも未届の間は保険診療がききませんし、みなさんにとっても不利になりますので、異動が発生したら必ず十四日以内に市役所へ届け出てください。

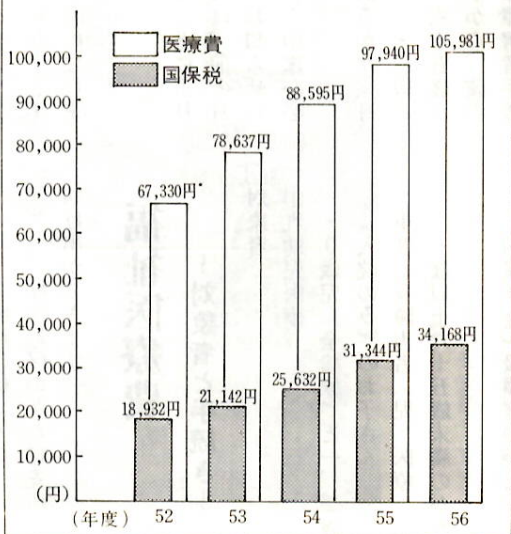
国保税の減免

災害その他特別の事情によって納税が困難な場合には、減免の規定がありますので、国民健康保険課へご相談ください。

昭和57年度の国保税率など

◇国保税率		
所得割…課税所得×5.9%		
資産割…固定資産税×43%		
均等割…被保険者1人当たり	4,920円	
平等割…1世帯当たり	7,080円	
◇基礎控除額	220,000円	
◇課税限度額	270,000円	
◇低所得軽減額		
	均等割 (1人)	平等割 (1世帯)
6割軽減	2,960円	4,250円
4割軽減	1,970円	2,840円

被保険者1人当たりの医療費と国保税



国保税と市民税との違い

- ① 扶養控除、配偶者控除などの各種所得控除がありません。所得から基礎控除だけを差し引いた額が課税所得になります。
- ② 譲渡所得の特別控除が適用されません。
- ③ 青色専従者給与額、事業専従者控除額などの適用を受けた場合、国保税ではこれら控除額を事業主に戻した額で課税します。この場合専従者は、所得ゼロとして取り扱います。
- ④ 農家が家畜市場などで肉用牛を売却した場合、市民税などでは免税所得の取り扱いとなりますが、国保税ではすべて課税対象になります。
- ⑤ みなし法人課税を選択した場合、国保税ではみなし法人でなく個人の事業所得として取り扱います。
- ⑥ 給与所得者には割増控除があります。控除額は収入金額の五割で、最高二万円です。
- ⑦ 退職所得は課税対象から除かれます。
- ⑧ 純損失の繰越控除は認められませんが、雑損控除は認められます。